青森県報

第六百八十四号

令和五年十一月八日（水曜日）

目次

告示

○喀痰吸引等業務の登録……（高齢福祉保険課）…一
○児童福祉法による指定小児慢性特定疾病医療機関の名称の変更の届出……（こどもみらい課）…一
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……（障害福祉課）…一
○保安林の指定予定……（林政課）…二
○漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……（西北地域県民局）…二

出先機関

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……（西北地域県民局）…二

収用委員会

○公示送達……（監理課）…三

告示

青森県告示第六百五十二号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり喀痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和五年十一月八日

青森県知事　宮　下　宗一郎

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	事業所 名称	事業所 所在地	業務開始予定年月日	備考
〇二一五〇〇一八五	令和五・一〇・二七	社会福祉法人楽晴会	三沢市大町二丁目六の二七	晴ヶ丘老人ホーム	上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切沢九の五四	令和五・一〇・二七	特定施設入居者生活介護

青森県告示第六百五十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十九条の十四の規定により、次のとおり指定小児慢性特定疾病医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第十九条の十九第二号の規定により公示する。

令和五年十一月八日

青森県知事　宮　下　宗一郎

区分	名称	所在地	変更年月日
変更前	有限会社おき薬局	むつ市柳町一丁目二の二四	令和五・一〇・一
変更後	おき薬局		

青森県告示第六百五十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和五年十一月八日

青森県知事　宮　下　宗　一　郎

名称	所在地	指定辞退年月日
アサヒ調剤薬局	東津軽郡今別町大字浜名字中宇田一の二〇	令和五・一〇・三一

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

青森県告示第六百五十五号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和五年十一月八日

青森県知事　宮　下　宗　一　郎

一　保安林予定森林の所在場所

むつ市大畑町佐助川三三の二四・三三の二五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。）

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

青森県告示第六百五十六号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十一月八日

青森県知事　宮　下　宗　一　郎

届出事項		指定漁船調書の縦覧	
加入区の名称	発起人の住所及び氏名	期間	場所
車力	つがる市牛潟町鷲野沢二九の六二四　尾野　明彦 つがる市富萢町屏風山一の八五七　秋田　浩一 つがる市富萢町去来見二五の一　北沢　文敏	令和五年十一月八日から同月二十二日まで	車力漁業協同組合

出先機関

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年十一月八日

西北地域県民局長　長　内　昌　彦

一　物品等の名称及び数量

凍結防止剤供給単価契約　千百三十トン程度

二　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

西北地域県民局

五所川原市字栄町一〇

三　契約の方法

一般競争入札

四　落札者を決定した日

令和五年十月十九日

五　落札者の名称及び住所

株式会社角弘五所川原支店

五所川原市大字広田字柳沼九一の三

六　落札金額

一トン当たり四万八千七十円

七　落札者を決定した手続

購入物品に要求する品質及び規格等が満たされていると判断された品質規格仕様書を提出し、かつ、物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八　入札の公告を行った日

令和五年八月三十日

収用委員会

公示送達

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六条第三項の規定により裁決書の正本を送達するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第四条第二項の規定によることができないので、同令第五条第一項の規定により公示送達を行う。

令和五年十一月八日

青森県収用委員会会長　猪　原　　健

一　送達すべき書類の名称

令和五年十月二十四日付け裁決書（青収委第五十二号）

二　送達を受けるべき者

最後の住所　青森県八戸市大字尻内町字田端山１３番地７

（亡）田端キヨ　相続人

三　送達すべき書類の保管場所

一の書類は、青森県県土整備部監理課内において保管しているので、いつでもその交付を受けることができます。

四　その他

一の書類は、令和五年十一月二十三日をもって送達があったものとみなされます。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青　森　県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚ニ付十八円九十銭